

## 宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者事務取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、ふるさと納税制度を通じて、市内特産品等について全国に広くPRするとともに、市の魅力発信やイメージアップ、市内産業の活性化を図ることを目的として、宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項に定めるもののほか、ふるさと納税制度を利用した寄附者への返礼品贈呈に係る事務等について必要な事項を定めるものとする。なお、株式会社さとふるが運営するポータルサイトに返礼品を掲載する場合の事務等の取扱いについては、別途、株式会社さとふると協力事業者の間で締結した「ふるさと納税のお礼品にかかる売買基本契約約款」に準ずることとする。

### (関係法令の遵守及び個人情報保護の徹底)

第2条 協力事業者は、事務の実施にあたり、地方税法及びその他関係法令を遵守するとともに、事務の実施において取得した個人情報の取扱いについて、宝塚市個人情報保護条例及び別紙1「個人情報保護取扱特記事項」を遵守し、その保護を徹底しなければならない。

2 前項の規定は、協力事業者の承認取り消し後も同様とする。

### (役割)

第3条 市は、寄附者が協力事業者の取り扱う返礼品を希望する場合、協力事業者に対し、寄附者の連絡先その他必要な事項について、ふるさと納税システム又はFAX等で随時依頼する。

2 協力事業者は、市の依頼日から原則3週間以内に返礼品を発送する。なお、発送日時の調整で寄附者への連絡が必要な場合は、原則として協力事業者がその事務を行う。

3 複数の協力事業者で返礼品を構成する場合は、協力事業者の代表者が一括して発送する。

4 発送等における留意事項は次の各号のとおりとする。

(1) ふるさと納税の寄附金に係る返礼品であることを寄附者が認識できるよう、送り状にその旨を記載し、返礼品の保存状態に適した方法で発送すること。なお、協力事業者が取り扱う地元特産品等のPRを目的とした物品を同封することができる。

(2) 返礼品を発送後、速やかにその旨をふるさと納税システム又は電子メール等で市に通知すること。

(3) 返礼品の贈呈に係る事故、トラブル等防止のため、細心の注意を払うこと。

### (返礼品の内容)

第4条 返礼品は様式2「返礼品一覧表」に定める内容のとおりとする。

### (謝礼の支払い)

第5条 協力事業者は、原則として毎月10日までに、前月分の発送件数をまとめたうえで、返礼品が寄附者に到着したことを証する書類を添付のうえ、謝礼の支払いを市に請求するものとする。なお、複数の協力事業者で返礼品を構成する場合も、請求は協力事業者の代表者が行い、市は協力事業者の代表者に一括で支払う。

2 謝礼は、返礼品の贈呈1件につき、送料、消費税等すべての経費を含み、様式2「返礼品一覧表」に定める額とする。

3 市長は、協力事業者からの支払いの請求があったときは、内容を確認後、これを受理し、請求書受理日から30日以内に支払う。ただし、あらかじめ支払期日について協議を行った場合は、その協議した期日までに支払うものとする。

(返礼品内容の変更又は中止)

第6条 協力事業者は、返礼品の内容を変更又は中止する場合は、変更又は中止しようとする日から起算して30日前までに、市に事前連絡のうえ、「宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者返礼品変更等申請書(様式3)」を提出するものとする。

2 市は、協力事業者から前項の依頼があった時は、その内容を審査のうえ、承認の可否について決定し、その結果を協力事業者に通知するものとする。

3 協力事業者は、変更又は中止日以前に、寄附者の申し込みを市が受付した返礼品については、変更又は中止後であっても、責任をもって贈呈するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、文書によらず、本事業における協力事業者の承認を取り消すことができる。

(1) 関係法令に違反したとき。

(2) 提案書の内容に虚偽の記載があったとき。

(3) 重過失又は背任行為があったとき。

(4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(5) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は金融機関取引停止処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分等の強制執行の申立、又は滞納処分を受けたとき。

(7) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立をしたとき、又はその申立を受けたとき。

(8) ふるさと納税制度の目的を妨げると認められたとき。

(9) 複数の事業者で返礼品を構成する場合、構成する事業者が前1号から前8号に該当して欠けたとき。ただし、あらかじめ市が認めた場合を除く。

(10) その他事業の継続が困難であると認められたとき。

2 協力事業者は、前項の規定により承認が取り消された場合、これによって生じる損失の補償を市に請求できない。

(権利義務の譲渡制限)

第8条 協力事業者は、原則として事業実施に係る権利及び義務を、第三者に移転又はその他の担保の目的に供してはならない。ただし、事前に市長の承認及び許可を得た場合はこの限りではない。

2 協力事業者は、前項後段の規定に基づき権利の移転等を行う場合、権利を承継する第三者に対し、本要項に定める協力事業者の義務を説明しなければならない。

(事故報告)

第9条 協力事業者は、返礼品の贈呈に係る事務において事故が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 協力事業者は、前項の事故が発生したときは、速やかに実態を調査して、その損害を把握し、協力事業者の責任において適切な措置を講じなければならない。また、市との協議を経たうえ

で、再発を防止するための対応を行わなければならない。

3 市及び協力事業者は、緊急時の連絡体制を整備し、双方で交換する。

(損害賠償)

第10条 協力事業者は、返礼品の贈呈に係る事務に起因して、市、寄附者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 自然災害等、協力事業者の責めに因らず発生した損害の賠償に関しては、その状況を調査し、市と協力事業者で協議して決定し、その責めを負うものとする。

(資料の保管)

第11条 市及び協力事業者は、返礼品の贈呈に係る事務についての関係書類を当該年度終了後2年間保管する。

(協議)

第12条 市及び協力事業者は、この要項に記載がない事項又は各条項の解釈をめぐって疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

以上

## 別紙 1

### 個人情報保護取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 協力事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (収集の制限)

第2 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第3 協力事業者は、市が承諾した場合を除き、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第5 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報について、保管する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

#### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、協力事業者又は市の事務所内において行うものとし、市が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

#### (事務従事者への周知)

第9 協力事業者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

以上